



ニッセイ気候変動関連グローバル株式ファンド
(資産成長型)/(予想分配金提示型)

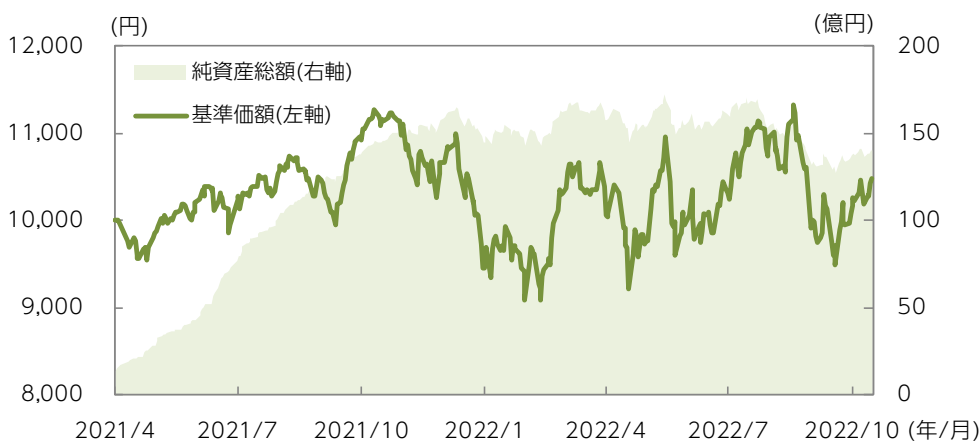
愛称：フォー・ザ・フューチャー

「脱ロシア依存」に向けた動きと足もとの運用状況について

- 足もとのエネルギー資源価格上昇やロシアのウクライナ侵攻を受けて、世界では脱炭素化、再生可能エネルギー導入拡大の動きが強まっています。
- 当レポートでは、当ファンドの株式運用を手掛けるDWSグループのコメントをもとに、主要国の「脱ロシア依存」に向けた動きと、当ファンドの足もとの運用状況についてご説明いたします。

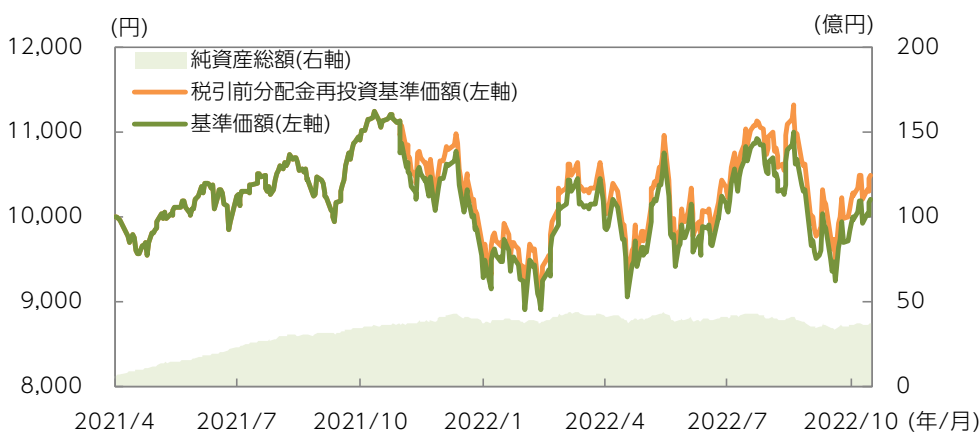
基準価額・純資産の推移(2022年11月10日現在)

資産成長型



分配の推移 (1万口当たり、税引前)	
第1期 (2022年4月)	0円
設定来 累計額	0円

予想分配金提示型



分配の推移 (1万口当たり、税引前)	
第1期～第6期 (2021年5月～ 2021年10月)	0円
第7期 (2021年11月)	200円
第8期～第15期 (2021年12月～ 2022年7月)	0円
第16期 (2022年8月)	100円
第17期～第18期 (2022年9月～ 2022年10月)	0円
設定来 累計額	300円

データ期間：2021年4月26日<設定日>～2022年11月10日(日次)

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。基準価額は信託報酬除後、1万口当りの値です。税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります(個人受益者の場合)。

ロシアによるウクライナ侵攻が「脱炭素化」に拍車をかける











「脱ロシア依存」「脱炭素化」に向けた取組みが加速

2015年に採択されたパリ協定以降、主要先進国は気候変動という中長期的な課題を解決するため、「脱炭素化」の実現をめざして化石燃料への依存低下に取り組んできました。

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻以降は、「エネルギー安全保障」の重要性が再認識され、ロシア産化石燃料への依存から脱却する取組みが急務となっています。特にロシアへの資源依存度が高い欧州は、エネルギー安定供給を最優先としつつ、エネルギー資源の「脱ロシア依存」と「脱炭素化」に向けた取組みを加速しています。

主要先進国のロシアへの資源依存度(2020年推定)

国	国内消費量に対するロシアからの輸入の割合		
	石炭 	石油 	天然ガス 
 ドイツ	20.9%	37.2%	45.7%
 フランス	24.5%	16.7%	20.0%
 英国	20.9%	16.9%	3.0%
 日本	13.7%	3.5%	8.2%
 米国	0.1%	4.1%	0.0%

欧州はロシアへの資源依存度が比較的高い

出所)IEA「Reliance on Russian Fossil Fuels in OECD and EU Countries」をもとにニッセイアセットマネジメント作成

主要先進国の脱炭素化に向けた各種政策






「脱ロシア依存」の流れが欧米で加速

エネルギー資源のロシア依存度が高いEUは、天然ガスを中心としたロシア産化石燃料依存からの早期脱却計画「リパワーEU」を発表し、再生可能エネルギーの拡大目標・方針を掲げています。短期的には足もとの供給確保のために石炭火力を再開せざるを得ない状況にありますが、石炭火力発電の廃止方針や中期的な脱炭素目標は変わらず、むしろ再生可能エネルギーの拡大により脱炭素化政策の前倒しをめざしています。

ロシア依存度の低い米国でも、バイデン政権の看板政策として「インフレ削減法」が成立しました。歳出全体の約8割が気候変動対策に充てられ、米国が気候変動対策に本腰を入れて取り組む姿勢が見てとれます。

主要先進国の脱炭素政策の比較

国・地域	 EU	 英国	 米国
脱炭素化政策の前倒し	「リパワーEU」 2027年まで実施の政策発表	「エネルギー安全保障戦略」 2030年までに電力の95% を脱炭素化	言及無し
再生可能エネルギーの拡大	2030年の再生可能エネルギー比率目標 40%→45%に引上げ	エネルギー安全保障強化に向けて、多様な 国産エネルギー源を増強	「インフレ削減法」 気候変動対策に約8割を拠出
太陽光発電	2030年までに 現在の太陽光発電量の 約4倍相当分となる 太陽光発電システムを新設	2035年までに 太陽光発電容量を 現在の5倍の規模に拡大	再生可能エネルギー 設備投資への税控除
風力発電	風力発電を含む再生可能 エネルギー設備等 新設許認可の迅速化	洋上風力発電建設の 承認期間短縮化	

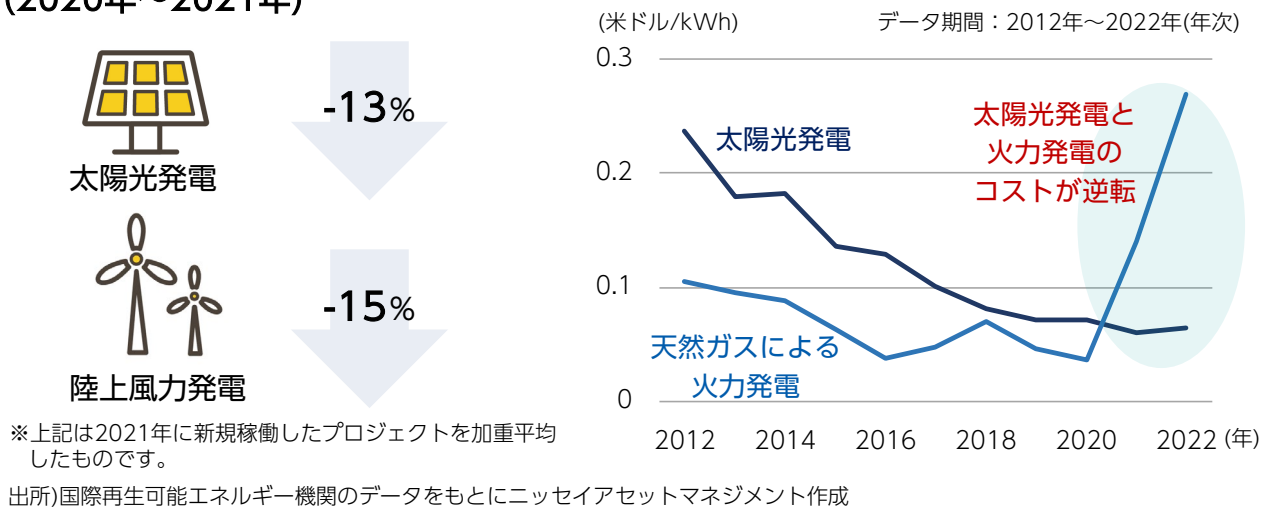
出所)各種報道をもとにニッセイアセットマネジメント作成

「脱ロシア依存」には再生可能エネルギーの導入拡大が不可欠

再生可能エネルギーの発電コストは低下傾向

「脱ロシア依存」「脱炭素化」を加速するためには、再生可能エネルギーの導入拡大が不可欠です。かつては化石燃料と比べて割高だった再生可能エネルギーの発電コストは足もとで急速に低下しています。特に太陽光発電は天然ガスによる火力発電よりも割安となっており、今後ますます導入が進むことが期待されます。

再生可能エネルギーの発電コスト比較 発電コストの推移 (2020年～2021年)

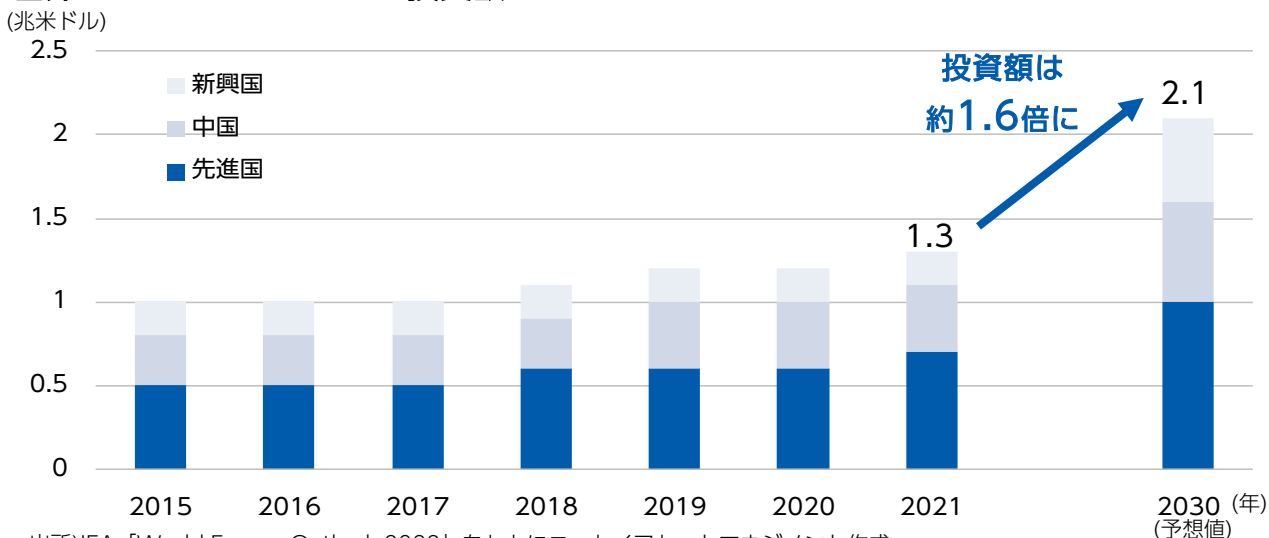


クリーンエネルギー市場の成長が期待される

各国で「脱ロシア依存」「脱炭素」に向けた取組みが行われることで、世界でクリーンエネルギーへの投資が活発化し、2030年には世界のクリーンエネルギーへの投資額が年間2.1兆米ドル(約312兆円*)以上に増加すると予想されています。クリーンエネルギーは今後、成長する中で雇用が増加する市場となり、関連企業の業績成長も期待されています。

※1米ドル=148.685円(2022年10月末時点)で換算

世界のクリーンエネルギー投資額



●当資料は、DWSグループの情報をもとに、ニッセイアセットマネジメントが作成したものです。当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。当資料に記載されている投資リスク、ファンドの費用等を必ずご覧ください。

類似ファンドのポートフォリオの状況

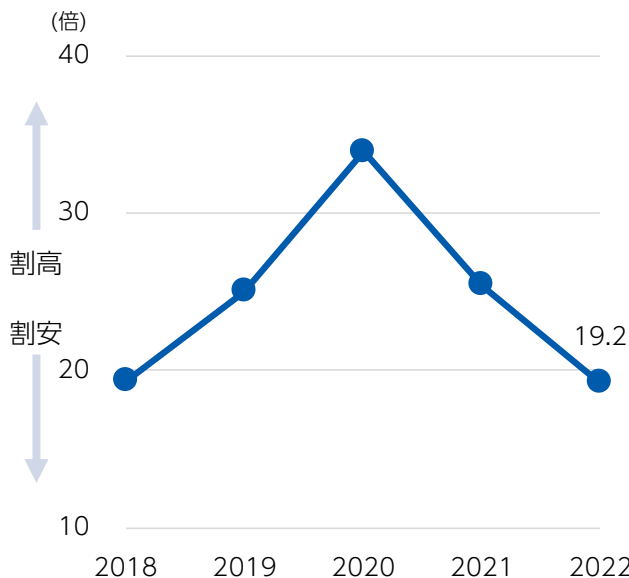


2018年以来の割安水準、利益成長率は過去最高水準に

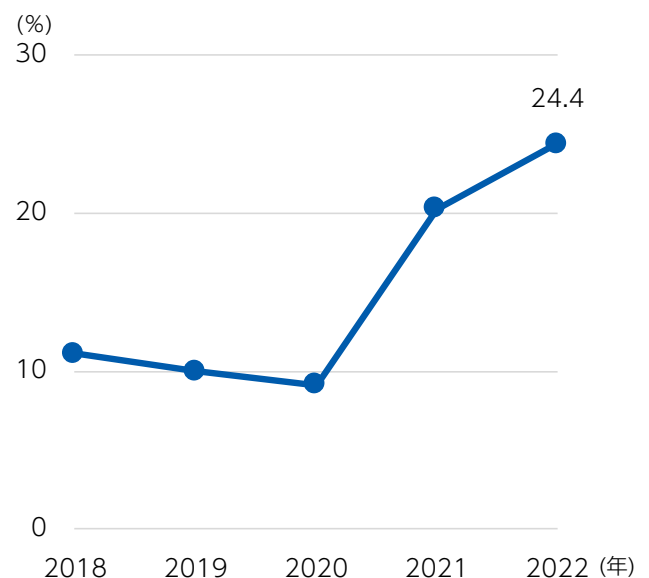
足もとは株式市場全体が下落していることもあり、当ファンドの基準価額も下落しております。類似ファンドの予想PER(株価収益率)の水準は20倍を下回っており、運用を開始した2018年以來の割安感を示しています。

一方で予想EPS(1株当たり利益)成長率は過去最高水準となっています。引き続き不安定な市場環境が予想されますが、エネルギー資源の「脱ロシア依存」に向けて世界各国が「脱炭素化」を推し進めている状況の中で、気候変動関連株式の長期的な展望は明るいものとみています。

類似ファンドの予想PERの推移



類似ファンドの予想EPS成長率の推移



出所)DWSグループのデータをもとにニッセイアセットマネジメント作成
データ期間：2018年～2022年(年次)、2022年は2022年10月14日時点の予想値

上記の類似ファンドの運用状況は、当ファンドの主要投資対象である「DWS・インベスト・ESG・クライメート・テックFC(円建て)クラス」と同様の運用方針でDWSインベストメントGmbHが運用を行う代表口座の運用状況を示したものです。当ファンドや当ファンドの主要投資対象ファンドの運用状況ではありません。

ファンドの特色

- ①日本を含む世界の株式のなかから、気候変動に関連する事業を展開する企業の株式に投資します。
- ②銘柄選定にあたっては、優れた技術・ビジネスモデルを有し、持続的な成長が期待される企業を選別します。
- ③決算頻度および分配方針の異なる2つのファンドから選択いただけます。

<資産成長型>年1回決算を行います。信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。

- 毎年4月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

<予想分配金提示型>毎月決算を行い、決算日の前営業日の基準価額に応じた分配をめざします。

- 毎月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
- 収益分配方針に基づき、決算日の前営業日の基準価額(1万口当り。支払い済みの分配金累計額は加算しません)に応じて、以下の金額の分配を行うことをめざします。

決算日の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当り、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

- ・ 決算日の前営業日から決算日までに基準価額が急激に変動した場合等には、上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。
- ・ 基準価額の値上がりにより、該当する分配金テーブルが分配金の支払い準備のために用意していた資金を超える場合等には、テーブル通りの分配ができないことがあります。
- ・ 基準価額に応じて、毎月の分配金額は変動します。基準価額があらかじめ決められた水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。
- ・ 分配を行うことにより基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期決算以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

! 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

- ・ 販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

基準価額の変動要因

- ファンド(指定投資信託証券を含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

主な変動要因

株式投資リスク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
為替変動リスク	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
カントリーリスク	外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。
流動性リスク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

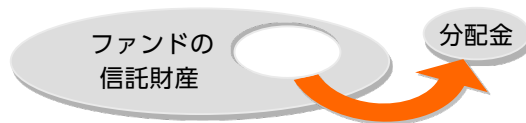
その他の留意点

- ストックコネクト*を通じた取引に関しては、以下の事項にご留意ください。
 ファンドは中国A株への投資に際し、ストックコネクト(上海・香港相互株式取引制度および深セン・香港相互株式取引制度)を通じて行う場合があります。ストックコネクトを通じた投資は、取引や決済に関する特有の制限等で意図した取引等ができない場合、取引等に特有の費用が課される場合、ストックコネクトにおける取引停止や中国本土市場と香港市場の休業日の違いにより、中国本土市場の急変あるいは株価の大幅な変動時に対応できない場合等には、ファンドの資産価値が減少する要因となる場合があります。また、ストックコネクトでは、投資者が不利益を被る大きな制度変更が行われる可能性があります。
 ※ストックコネクトとは、ファンドを含む外国の投資家が、上海証券取引所および深セン証券取引所の中国A株を香港の証券会社を通じて売買することができる制度です。なお、中国A株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、一定の条件のもとでファンドを含む外国の投資家にも投資が認められています。
- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受け付けを中止する、また既に受け付けた換金の申込みの受け付けを取消する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

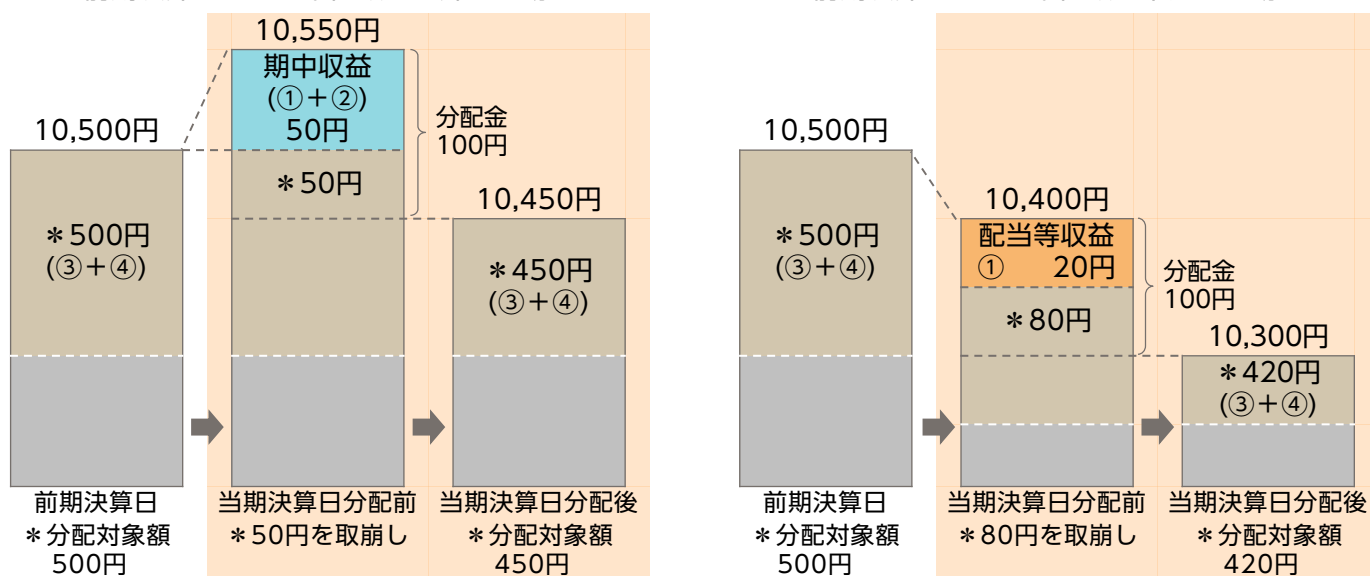


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合



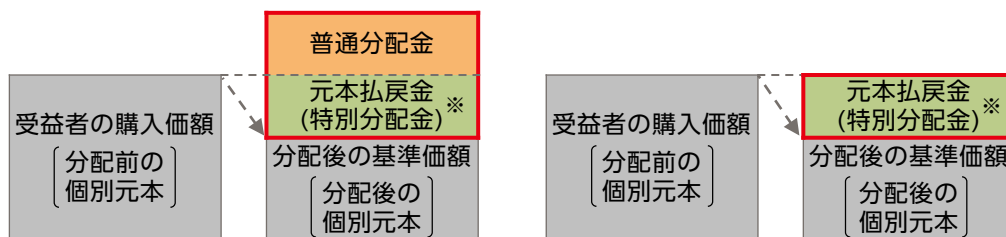
- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。
 収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

❗ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金(特別分配金)が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3%(税抜3.0%) を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ※ 料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金時	信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年率1.1825%(税抜1.075%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。	
		投資対象とする 外国投資信託証券	年率0.75%程度 ・年間最低報酬額等がかかる場合、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。
	実質的な負担	ファンドの純資産総額に 年率1.9325%(税込)程度 をかけた額となります。 ・上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は変動します。また、投資対象とする外国投資信託証券に年間最低報酬額等がかかる場合、その純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。	
	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。	
随時	その他の費用・ 手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。	

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

! 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ご留意いただきたい事項

- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のもthingとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- 当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は保険契約や金融機関の預金ではなく、保険契約者保護機構、預金保険の対象とはなりません。証券会社以外の金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のもthingであり、予告なしに変更されることがあります。
- 資料中の画像等はイメージをお伝えするものです。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

取扱販売会社一覧

※ 販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

取扱販売会社名	登録金融機関		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業 協会
	金融商品 取引業者						
OKB証券株式会社	○		東海財務局長(金商)第191号	○			
株式会社青森銀行		○	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社関西みらい銀行		○	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社但馬銀行		○	近畿財務局長(登金)第14号	○			
株式会社北陸銀行		○	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社みなと銀行		○	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	

● 販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

委託会社【ファンドの運用の指図を行います】	ファンドに関するお問合せ先
ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第369号 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会	ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター：0120-762-506 (9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く) ホームページ： https://www.nam.co.jp/
受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】	
株式会社りそな銀行	